

# 年金基金をめぐる法律関係と 会計処理との整合性について

日本銀行金融研究所  
古市峰子

2003年9月19日  
退職給付ビックバン研究会  
2003年度年次総会報告

# 1. はじめに

- 問題意識:

- 企業年金財政の悪化による年金給付水準の引下げや基金の解散等の増加
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法の制定



「退職給付会計基準」の導入が一因



従業員に対する将来の退職給付のうち当期の負担に属する額を当期の「退職給付費用」として費用認識するとともに、その累計額である「退職給付債務」(年金債務)から年金資産を控除した差額を「退職給付引当金」として負債計上する

# 1. はじめに

- 問題意識:

- 退職給付会計基準の評価



企業の「隠れ債務」が明らかになり、投資家、従業員等にとって有益



要求する？

債務の発生や支払時期・金額が不確定な段階での負債認識を過度に要求するもの



要求しない？

法律関係と会計処理との整合性の要否

# 1. はじめに

- 目的:

厚生年金基金制度(基金)をめぐる法律関係と会計処理との比較考察を通じて、

- 会計基準を設定するうえで、法律関係と会計処理との整合性はどのように考えられているか
- かかる観点からみると、現行の年金にかかる会計基準はどのように評価可能か、を検討

- 認識問題に限定

# 1. はじめに

- 構成

1. はじめに

2. 基金をめぐる従業員、企業の法律関係

3. 基金をめぐる法律関係と会計処理との比較  
検討

4. 会計における法的権利義務の位置づけ

5. 年金基金をめぐる会計処理の再検討

6. おわりに

# 1. はじめに

---

- 結論

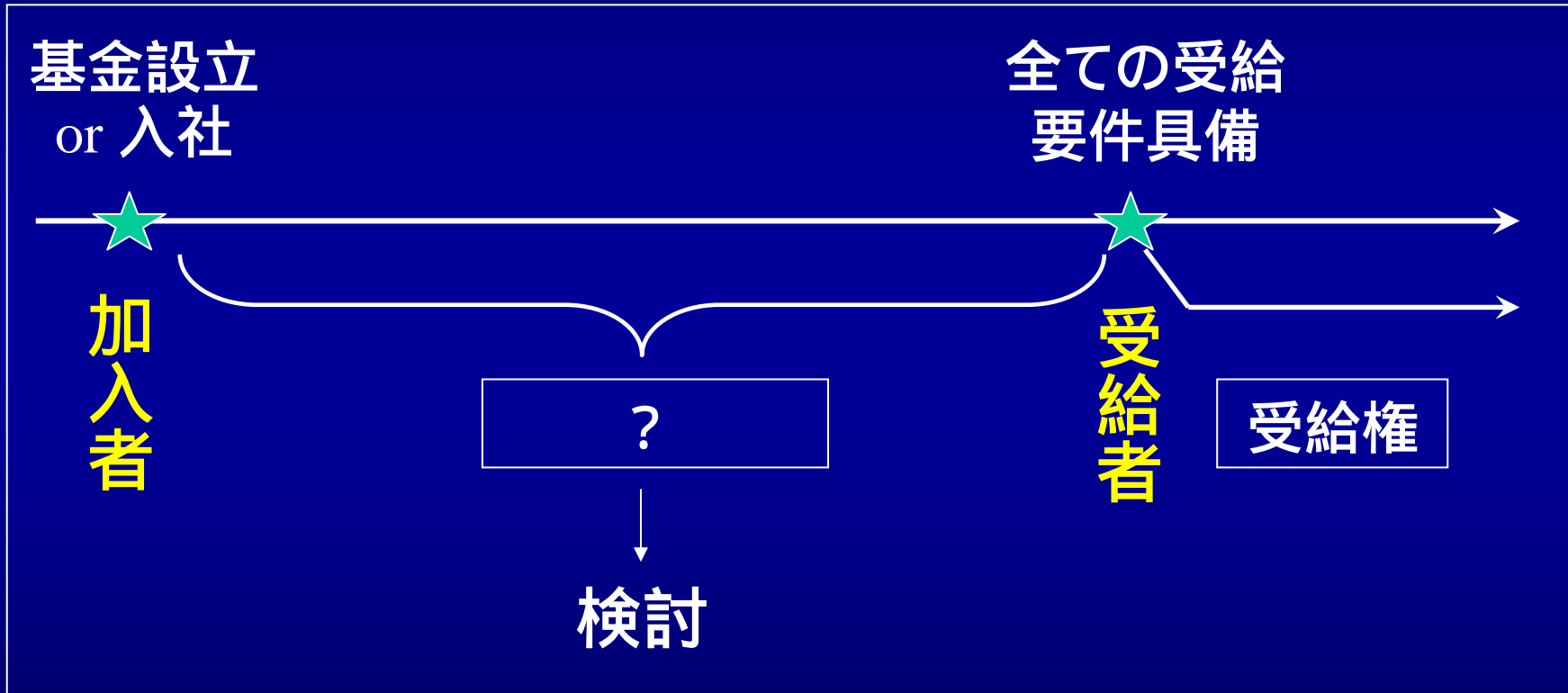
「退職給付会計基準」(現行基準)は年金を巡る法律関係をより反映した会計処理を企業に要求するものである

会計上の資産負債概念や認識規準における法的権利義務関係(実質的かつ緻密は法解釈による法的効果の分析)の重視の考え方は国際的な傾向であり、現行基準はこれと軌を一にする

の観点を突き詰めると、現行基準には再検討の余地のあるものもみられる

## 2. 基金をめぐる法律関係

- 従業員の権利



## 2. 基金をめぐる法律関係

---

- 企業年金の法的性格

内部留保型の退職金(および自社年金)

労働基準法上の「賃金」に当たる(判例・学説)

外部積立型の年金

労働基準法上の「賃金」に当たるかどうかは別として、基金による年金は賃金の後払いに相当

## 2. 基金をめぐる法律関係

- 受給要件を満たす前の**加入者**の権利
  - 企業年金は「賃金の後払い」
    - 労働の提供によって直ちに年金受給の権利を取得
  - ただし、受給要件具備という「条件」付きの債権
    - … 「条件」が成就するまで受給権自体は未発生
    - … しかし、「期待権」を取得
      - 一般債権と同様に、侵害行為の排除、処分、相続、担保提供等が可能
- = **受給要件具備を条件とした「受給期待権」を取得**

## 2. 基金をめぐる法律関係

- 加入期間要件を満たした加入者(受給待  
期者)の権利
  - 退職または支給開始年齢の到達すれば全ての受給要件を具備　これはほぼ确实
- = 退職または支給開始年齢の到達を期限とした「期限付受給権」
  - かかる期限は「始期」に相当
  - 期限到来前でも、受給権自体は発生

## 2. 基金をめぐる法律関係



## 2. 基金をめぐる法律関係

	従業員の権利	事業主の義務
受給者	受給権	確定債務
受給待期者	期限付受給権	期限付債務
その他の加入者	受給期待権	条件付債務

- 代行部分についても同様
  - 従業員は労働の提供に伴い受給期待権等を取得
  - 第一次的な債務者は企業

## 2. 基金をめぐる法律関係

---

- 企業の年金支給義務
  - 基金への掛金拠出後も、追加拠出義務を負う以上、免責されない
  - もっとも、その具体的内容は、年金資産不足時における補填義務であるとの見方も可能
- 年金資産に対する企業の権利
  - 所有権、返還請求権ともなし

### 3. 法律関係と会計処理の比較検討

- 現行基準の骨格

年金を賃金の後払いと捉え、その発生時に企業の年金費用および年金債務として認識

年金資産は、企業のB/S上、認識しない

その結果、企業のB/S上は、年金債務と年金資産の差額のみを認識

かかる差額を引当金として表示

代行部分も含めて年金債務を計算



年金基金をめぐる法律関係と整合的

### 3. 法律関係と会計処理の比較検討

- 企業にかかる法律関係と会計処理が整合的な点

会計処理	法律関係
年金は賃金の後払いであり、労働の提供により発生した時点で年金費用・年金債務として認識	年金は賃金の後払いであり、労働の提供に伴い、企業に条件付あるいは期限付の年金支給義務が発生
年金資産はB/S上、認識しない	年金資産に対して何ら法的権利を有さない
B/S上は、年金債務と年金資産との差額（年金資産の不足分）のみを認識	基金への掛金拠出後における企業の年金支給義務の具体的内容は、年金資産不足時における差額の補填義務
上記差額は引当金として表示	上記補填義務は不確定義務
代行部分も含め年金債務を計算	代行部分の第一次的債務者も企業

### 3. 法律関係と会計処理の比較検討

---

- 会計処理が法律関係と異なる点

年金債務の概念として予測給付債務(PBO)を用いていること

<年金債務概念>

- 確定給付債務(VBO)
- 累積給付債務(ABO)
- 予測給付債務(PBO)

法律関係: 企業に発生している年金給付義務は、決算日現在の労働条件の下で、その時点までに提供された労働の対価の範囲(= ABO)まで

### 3. 法律関係と会計処理の比較検討

- 会計処理が法律関係と異なる点

受給者、受給待期者その他の加入者に対する年金債務を一括して表示していること

- 法律関係：これらは確定債務、期限付債務、条件付債務と性質が異なる

過去勤務債務と数理計算上の差異の遅延認識が認められていること

- 法律関係：少なくとも決算日までに従業員が提供した労働に対応する部分は、既に企業の債務として発生

## 4. 会計における法的権利義務の位置づけ

---

- 基本的なアプローチ
  - 収益費用中心観から資産負債中心観へ
  - 概念フレームワークによる資産負債の定義、認識規準の明確化
- 資産負債の認識規準 (概念フレームワーク)
  - 資産または負債の定義を満たすこと
  - 発生の可能性の高いこと
  - 信頼性をもって測定できること

## 4. 会計における法的権利義務の位置づけ

- **資産**の定義 (ex. 米国基準)

「過去の取引または事象の結果として、特定の経済主体により取得または支配されている発生の可能性の高い将来の経済的便益」

— 権利の法的強制力は必要不可欠な条件でない

- **負債**の定義 (ex. 米国基準)

「過去の取引または事象の結果として、特定の経済主体が、将来、他の経済主体に対して、資産の引渡または用役の提供を行わなければならないという現在の義務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲」

— 法的強制力のある請求権の存在は必要不可欠でなく、衡平法上の債務や擬制的債務などでもよい

## 4. 会計における法的権利義務の位置づけ

- 米国基準、国際会計基準の考え方

会計上の資産負債の定義、認識規準を満たす  
うえで、法的権利義務は不可欠の要素ではない



経済的実質優先思考の現われ

もともと、

- その主眼は、単に表面的な法律関係に従っていれば妥当な会計処理がなされるとの短絡的発想を排除すること
- 何が経済的実態に即するかは法的効果の実質的解釈に依存するところが大きい

## 4. 会計における法的権利義務の位置づけ

- 資産負債の定義、認識規準の考え方(小括)
  - 法的権利義務であるかどうかが第一次的なメルクマール
  - より広い意味での法規範に基づく権利義務まで包摂した概念として会計上の資産負債を再構成
  - より実質的かつ緻密な法解釈によって法的効果进行分析し、それを基に資産負債の認識の要否を検討

## 5. 年金基金をめぐる会計処理の再検討

### 年金債務としてPBOを用いていること

- 期待権としても未発生将来昇給分についても、確実に見込まれており、基礎となる債務がある場合には、広義の債務に該当

企業の負債として認識(現行基準どおり)

### 受給者、受給待期者その他の加入者に対する年金債務を一括して表示していること

- 緻密にみれば、これらの法的性質(特に債務の履行可能性の程度)は相違

区分表示が適切か?(再検討の余地あり)

## 5. 年金基金をめぐる会計処理の再検討

**過去勤務債務と数理計算上の差異の遅延認識が認められていること**

- 緻密にみれば、企業の債務として既に発生  
少なくとも受給権についての部分は、一括して年金負債に含めるのが適当か？（再考の余地あり）

# 6. おわりに

---